

(16) 株主等として与えられる場合

48—2の2 令第109条第1項第3号に規定する「株主等として与えられる場合（当該発行法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。）」については、23～35 共—8 の取扱いに準ずる。

【解説】

23～35 共—8 に同じ。

【改正の趣旨等】

23～35 共—8 に同じ。